

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
一定の要件に該当する場合には、  
**後期高齢者医療保険料の減免措置**があります。

**【保険料の減免の対象となる方】**

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病(1か月以上の入院や人工心肺等の治療を要する場合等)を負った世帯の方 → **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年の事業収入や給与収入などのいずれかの収入額が、令和2年の収入に比べて10分の3以上減少<sup>(注)</sup>することが見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する方  
(注) 令和3年3月加入の方の令和2年度分の保険料は、令和2年と令和元年の収入を比較して10分の3以上減少していること等が要件です。  
⇒ **保険料の一部又は全部を減額**

- ※ 減免に該当する場合の申請手続きは、保険料の納期限前に行っていただく必要があります。減免に該当する場合には早めにご相談ください。
- ※ ご自身が減免の対象になるか、また、具体的な減免の要件や減免割合等についてはお住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

**世帯の主たる生計維持者とは**

後期高齢者医療制度では「被保険者の属する世帯の世帯主」を主たる生計維持者としています。

**減免の対象となる保険料**

令和3年度分の保険料額で、普通徴収の納期限(年金天引きの場合には年金の支払日)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保険料が対象です。

なお、令和3年3月に後期高齢者医療制度に加入された方は令和2年度分(令和3年4月以後納期限)の保険料も対象となります。

**減免申請に必要な提出書類**

所定の申請書のほか、減免に該当する事由を確認する書類の提出が必要です。提出いただく書類は事由によって異なります。申請手続きについては、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

(例:死亡等の場合) 新型コロナウイルス感染症に起因する死亡や重篤な傷病であること、  
また重篤な傷病の場合には入院期間、治療内容等が確認できるもの等

(例:令和3年の収入減少の場合) 令和3年収入見込の根拠資料、令和2年分の確定申告書(控)等

内容に関するお問い合わせはこちらまで

埼玉県後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口